

現代的農地賃貸借における高率小作料 の成立と小作料政策の問題点

宮 崎 猛

1 は じ め に

農地改革前の実勢小作料は、概略して次の特徴をもっていた。その第1は、小作料水準が高率・高額であり、小作農は大きな負担となっていた。第2は、現物納が小作料支払いの支配的形態であった。第3は、契約小作料とは支払小作料の最高額を示したものであり、実際上は小作料の減免慣行が広く普及していた。戦前期の実勢小作料が高率・高額な水準にある根拠は、一般に粗収益あるいは農業所得に比較した支払小作料の比率の高さに求められていた。すなわち小作料率＝支払小作料/粗収益、あるいは支払小作料/農業所得の比率により、実勢小作料の高率性・高額性が検証されてきたわけである。

ところで一般会計学においては、個別企業の労務管理ならびに労使協調思想を支柱とした利害調整を目的に、成果分配論が展開されている。そこでは何らかの生産性指標を基準にして、労働費への分配源資を確保しようとする目的で、生産性あるいは労働分配率、労働費率等を主要指標とした、いくつかの成果分配計画が提案されている。本稿では一般会計学において展開されている生産性分析、成果分配論の成果を農業経営に適用して、次の諸点について検討することを課題としている。その第1は、農業経営における生産性概念について検討し、物的純生産性、地代率（小作料率）、土地分配率の概念を明らかにする。第2は、実勢小作料の社会経済的水準の判断基準として土地分配率指標をとり、生産性分析からみた現代的農地賃貸借における実勢小作料の特徴について検討する。第3は、現在の小作料政策のうち減額請求規定の基準について検討し、成果分配論における諸基準を農業経営における土地分配基準に応用することにより、減額請求規定の適切な基準を明らかにする。

2 付加価値概念と農業純生産

(1) 一般会計学における付加価値概念

日本会計研究学会・付加価値会計特別委員会の報告では、付加価値計算を次の2段階で処理している。

生産高－前給付原価＝粗付加価値

粗付加価値－粗付加価値支弁高＝純付加価値

純付加価値＝人件費＋租税公課＋地代金融費用＋営業純益

この場合、粗付加価値支弁高には減価償却費、修繕費、賃借料等の費用が含まれている。一般会計学では、付加価値指標に粗付加価値を採用するか、純付加価値を採用するかについて諸説が分かれている。現在企業経営の生産性分析を行っている諸機関の場合、日本銀行、通産省、三菱総合研究所においては粗付加価値を採用しているのに対して、大蔵省、日本生産性本部においては純付加価値を採用している。

減価償却費が付加価値の構成要素であるか、その控除項目であるかについては、諸説が存在しており、今だその結論は引き出されていない。例えば費用配分説の場合、外部から調達した機械・設備の減価償却費は、購入原材料費と同じ性格の費用である。それゆえ減価償却費は付加価値控除項目となる。これに対して、自己金融説の場合、減価償却費は利益とともにキャッシュ・フローの一部となり、投下資本回収のプロセスとみなされることから、減価償却費は付加価値の構成要素と考えられる。

一般会計学においては、付加価値指標に粗付加価値を採用するケースが多いわけであるが、その理由には以下の諸点が挙げられる。第1に、減価償却費の計算基準は多様であり、かつ経営政策により変化せしめられることから、個別企業間で統一した減価償却費の計算基準を設定して、純付加価値を計算することは困難である。第2に、減価償却費のように固定費的性格の強い費目を前給付原価に算入すると、操業度変化により付加価値総額が変動する、それゆえ純付加価値指標の場合、付加価値と労働費との比例関係が乱れること。他方第3に、減価償却費を付加価値構成要素とした粗付加価値の場合、労働費と減価償却費との関係、利益留保額と減価償却費との関係などが明確に把握できる。¹⁾

(2) 農業経営学における付加価値概念

農業経営学における純付加価値は農業純生産である。農業経営学においては粗付加価値指標が利用されていない。以下、農業経営学における Horst Geuting (西ドイツ) と大槻氏の付加価値概念について検討する。

Geuting は²⁾付加価値指標のうち、国民経済的概念と経営経済的概念とを区別して使用している。そこでは以下の3種類の付加価値指標が説明されている。

総生産－流動物財費＝総社会的生産

総生産－(流動物財費＋固定財償却費)＝純生産(純社会的生産)

総生産－(流動物財費＋固定財償却費＋租税公課)＝国民所得(社会的生産)

上記3種類の付加価値指標は、国民経済的概念である。このうち純生産と国民所得とに対応する指標として経営経済的付加価値概念が成立している。すなわち経営所得(＝純生産)と創出価値(＝国民所得)とである。Geuting は経営所得を「付加価値」と呼び、創出価値を「純付加価値」と呼んでいる。Geuting は純付加価値を付加価値指標と考えており、この考え方は

大槻氏のそれと一致している。また Geuting の粗付加価値指標である総社会的生産は国民経済的概念であり、経営経済的概念には存在しない点に特徴がある。

大槻氏³⁾の付加価値指標は純付加価値である農業純生産に一本化されている。すなわち、

$$\text{農業純生産} = \text{農業粗収益} - (\text{農業流動物財費} + \text{農業固定財償却費})$$

である。大槻氏の場合、農業純生産すなわち社会経済的経営純収益は理念的社會經濟的經營の成果指標として考えられている。農業純生産を、経営体を構成する個別経営要素（労働力、土地、資本）の大ききで除した指標が、各経営要素の生産性指標である。この他に便宜的方法として、粗生産を各経営要素量で除して、粗生産性を算出する場合もあるとしている。

Geuting と大槻氏の付加価値概念を検討した結果から判断すると、農業経営学における付加価値指標には純付加価値概念である農業純生産が利用されており、経営経済的付加価値指標には粗付加価値概念は存在しないことになる。この点については、企業経営の原価計算と区別される農産物生産費計算の特殊性に、その理由があるものと思われる。その第1は、農林水産省の生産費計算に代表されるように、減価償却費は調査機関の統一した計算基準により客観的に算出されており、純付加価値指標の相互比較が可能であること。第2は、農産物生産費計算の場合、家族労働費を何らかの基準により評価しなければならないこと、また後述するように農地には他産業に利用される土地にみられない特殊な性格があることなどから、農業経営学においては一般会計学のように付加価値と労働費との比例関係を必ずしも重視せず、むしろ純付加価値が労働費、租税公課、資本利子、企業利潤に分割される分配関係分析を付加価値分析の中心的課題としていること。第3は、農業経営体を永続的組織体として理解する場合、減価償却費は費用配分説の立場から購入原材料費と同様な物財費として把握され、経営経済的付加価値概念には純付加価値が採用されていること。

ところで、一般会計学の一部には、変動費控除純収益と付加価値概念との類似性に注目して、生産性分析に損益分岐点分析を加味した付加価値計画を主張する諸説がある⁴⁾。変動費と固定費の区分は、経営管理者の意思決定期間の取り方により変化する。すなわち土地利用経営体を対象とした変動費控除純収益（限界土地純収益）を考える場合、経営管理者の意思決定期間を短期間に設定すれば、 $\text{限界土地純収益} = \text{粗付加価値} - (\text{流動物財資本利子} + \text{臨時雇用労賃} \cdot \text{同資本利子})$ となる。またそれを中期間に設定すれば、 $\text{限界土地純収益} = \text{粗付加価値} - (\text{流動物財資本利子} + \text{労働費} \cdot \text{同資本利子})$ となる。この場合、 $\text{粗付加価値} = \text{純付加価値} + \text{減価償却費}$ としている。経営管理者の意思決定期間を長期間に設定すれば、 $\text{限界土地純収益} = \text{純付加価値} - (\text{労働費} + \text{資本利子})$ である⁵⁾。一般には純付加価値は、変動費と変動費控除純収益とにより構成されているものと考えらるべきであろう。

1) 一般会計学における付加価値概念については、参考文献〔1〕、〔2〕、〔3〕参照。

2) Geuting の付加価値概念については、参考文献〔5〕参照。

3) 大槻氏の付加価値概念については、参考文献〔6〕参照。

- 4) 従来の利益計画方式を採用した付加価値計画の考え方については、参考文献〔1〕,〔2〕,〔4〕参照。
- 5) 経営管理者の意思決定期間の差異により、変動費・固定費区分が変化する点については、参考文献〔7〕参照。

3 農業経営における土地生産性概念の意義

(1) 農業経営における経営要素としての土地の意義

農地には、他産業に利用される土地にみられない特殊な性格がある。それは「差額地代」の発生条件として機能する農地の経済的特殊性である。「差額地代」は、一方では農地のもつ豊沃度または地力面での較差が要因となり、「豊沃度地代」として発生するし、他方では農地の立地や形状、団地としての集合状態等が要因となり、「位置地代」として発生する。これらの土地条件の差異により、土地への機能的分配概念である地代額に較差が生じることから、農業経営においては耕耘や施肥、水管理等の肥培管理作業や土地改良が、農業生産にとって重要な役割を果たすわけである⁶⁾。

こうした農地の特殊性から農業経営においては、労働生産性、資本生産性と並んで土地生産性の概念が、その分析のために必要となるわけである。一般会計学においては土地生産性概念は存在しない。しかし農業経営学においては、農業経営に果たす経営要素としての土地の役割が重要であることから、土地生産性ならびに土地収益性分析が経営分析上、大きな比重を占めるわけである。

(2) 農業経営における生産性分析の意義

個別経営における付加価値概念は、一般に社会経済的性格と個別経営的性格とを併せもっている。すなわち個別経営の付加価値合計額は国民経済的付加価値に一致し、その経営の国民経済への貢献度を示す指標であることが、その社会経済的性格となる。また付加価値はその経営の利害関係者への分配源資であり、私経済的経営目標である収益性獲得の基礎であることが、その個別経営的性格となる。それゆえ付加価値生産性は国民経済的生産性であると同時に、経営経済的生産性でもある⁷⁾。

個別経営における生産性分析の意義を明らかにするため、ここでは従来の収益性分析と比較した生産性分析の役割について述べる。従来の収益性概念は、労働力、土地、資本いずれかの個別経営要素への帰属成果、あるいは経営全体への私経済的帰属成果を表わす概念である。これに対して付加価値は、労働力・土地・資本の共同成果概念であり、かつ個別経営の利害関係者に分配される以前の超私経済的概念である。それゆえ付加価値は、労働力、土地、資本に分配される共同源資である。この点が生産性分析のうち分配関係分析がその主要課題となる根拠であるわけである。

個別経営における生産性分析の測定構造は、分配関係分析と生産要因分析との2つの中心軸からなる。分配関係分析とは、付加価値生産性と収益性との関連分析であり、その主要課題は

適正分配基準としての付加価値指標、部門業績評価基準としての付加価値指標について分析することである。また生産要因分析とは、付加価値生産性と物的生産性との関連分析である。一般会計学においては後者について労働生産性に関する分析が中心となっており、作業能率分析や規定要因分析がその主要課題である。

本稿では、水稻部門経営における土地分配関係の分析を課題としていることから、付加価値生産性分析のうち狭義の分配関係分析である分配源資分析について、以下検討する。

(3) 農業経営における土地生産性概念

農業経営における土地生産性は、一般に

$$\text{物的生産性} = \frac{\text{生産量}}{\text{経営地面積}}, \quad \text{経済的生産性} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{経営地面積}}$$

として表示されている。これらの諸指標は、農業粗生産を基準に計算する場合を粗生産性、農業純生産（純付加価値）を基準に計算する場合を純生産性とすれば、前者は物的粗生産性であり、後者は経済的純生産性である⁹⁾。しかしこの他にも経済的粗生産性や物的純生産性があり、それゆえ土地生産性指標には、以下4指標が考えられるべきである。

$$\text{物的粗生産性} = \frac{\text{生産量}}{\text{経営地面積}}, \quad \text{経済的粗生産性} = \frac{\text{粗収益}}{\text{経営地面積}}$$

$$\text{物的純生産性} = \frac{\text{生産量}}{\text{経営地面積}} \times \text{純付加価値率},$$

$$\text{経済的純生産性} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{経営地面積}}$$

これらの土地生産性指標は、利用すべき分析課題に応じて使い分けられねばならない。土地生産性に関する時系列分析を行う場合、物価上昇等による価格変動要因には左右されない物的土地生産性指標を利用することが有効である。従来の物的土地生産性指標には、粗生産性指標が専ら利用されてきた。しかし労働力・土地・資本の共同成果は純付加価値であり、本来の物的土地生産性は、土地純生産性であると考えられる。

粗収益に占める純付加価値ならびに地代（小作料）の割合は、それぞれ純付加価値率、地代料（小作料率）である。すなわち、

$$\text{純付加価値率} = \frac{\text{純付加価値}}{\text{粗収益}} \times 100, \quad \text{地代率(小作料率)} = \frac{\text{地代評価額(支払小作料)}}{\text{粗収益}} \times 100$$

である。従来借地農家における小作料負担の適正度を判断する基準として、小作料率指標が用いられてきた。この指標は、現物納が小作料支払いの支配的形態であった農地改革前の時期においては、

$$\frac{\text{現物小作料}}{\text{生産量}} \times 100$$

の計算式により測定できることから、計算が容易である。それゆえ当時の小作料適正化の計算基準として採用されたものと思われる。純付加価値率は当該経営の内製度あるいは外注度で表

わされる製造深度を示す指標である。

一般会計学には、

$$\text{労働分配率} = \frac{\text{労働費}}{\text{付加価値}} \text{や} \text{資本分配率} = \frac{\text{資本収益} + \text{利子} + \text{地代}}{\text{付加価値}}$$

の指標が生産性分析上、重要な役割を果たしている。しかし農業経営学においては、このような分配率指標が存在しない。その理由には、農業経営の支配的形態が家族経営であり、内給生産要素費である家族労働費、自己資本利子、自作地地代の評価問題があることが考えられる。とくに家族労働費の評価については、いくつかの理論が存在しており、その評価方法により労働分配率は異なる数値となる。これに対して、自作地地代の評価については、農林水産省の農産物生産費調査において採用されている類地小作料主義による評価方法が通説的基準として確立されており、土地分配率指標は比較的容易に計測できる。

$$\text{土地分配率} = \frac{\text{地代評価額}}{\text{純付加価値}}$$

である。前述したように農地には他産業に利用される土地にはみられない特殊性があり、農業経営における土地生産性ならびに地代概念は、一般の企業経営のそれと比較して重要な意味もっている。それゆえ農業経営における分配関係分析を行なう上で、土地分配率指標は必要不可欠な概念である。一般会計学においては土地分配率指標は存在しないが、農業経営学においては生産性分析の主要指標のひとつとして設定される必要がある。

- 6) 農業経営における経営要素としての土地の意義については、参考文献〔9〕、〔10〕参照。
- 7) 個別経営における付加価値生産性の2面的性格については、参考文献〔1〕、〔2〕、〔5〕参照。
- 8) 農林水産省における生産性指標については、参考文献〔11〕参照。粗生産性と純生産性に関する考え方については、参考文献〔6〕、〔9〕参照。

4 生産性分析からみた現代的農地賃貸借における小作料の特徴

(1) 土地分配関係分析の諸指標

農林水産省の米生産費調査を資料として、以下の諸指標により水稻部門経営における土地分配関係について分析し、現代的農地賃貸借における小作料形成の特徴について検討する。

$$\text{物的土地生産性} = \frac{\text{生産量}}{\text{経営地面積}} \times \text{純付加価値率},$$

$$\text{物的労働純生産性} = \frac{\text{生産量}}{\text{労働時間}} \times \text{純付加価値率},$$

$$\text{純付加価値率} = \frac{\text{純付加価値}}{\text{粗収益}} \times 100,$$

$$\text{地代率 (小作料率)} = \frac{\text{地代評価額 (支払小作料)}}{\text{粗収益}} \times 100,$$

$$\text{土地分配率} = \frac{\text{地代評価額}}{\text{純付加価値}} \times 100$$

これら諸指標のもつ意味については、前述した通りである。なお本分析では、物的土地純生産性、物的労働純生産性、純付加価値率の諸指標を、経営経済的生産性概念として、限界土地純収益を私経済的収益性概念として、また地代率（小作料率）、土地分配率の諸指標を国民経済的生産性概念としてそれぞれ把握し、分析する。

（２）水稻経営の土地分配関係分析からみた小作料形成の特徴

表１は昭和10年以降の水稻部門経営における物的土地純生産性、物的労働純生産性、純付加価値率の推移を示している。この場合、減価償却費の評価は農林水産省方式に準拠している。昭和40年代までは土地純生産性、労働純生産性がともに上昇しているが、50年代に入ると両生産性とも低下してきている。純付加価値率は、昭和30年代以降傾向的に低下しているが、とくに50年代の低下が著しい。この傾向について詳しく検討するために、とくに省力的機械・施設の技術革新とヤミ小作の普及が著しい昭和40年代以降における経営規模階層別の物的土地純生産性、物的労働純生産性、純付加価値率の推移についてみることにする（表２）。

表１ 土地純生産性、労働純生産性、
付加価値率の推移

年 度	土地純生産性	労働純生産性	純付加価値率
昭和55年	207	3.2	46.9
50	363	4.5	69.1
45	337	2.9	69.3
40	343	2.4	77.0
35	345	2.0	77.6
30	334	1.7	80.6
25	263	1.3	73.3
20 { 自作	202	1.1	82.4
小作	209	1.2	84.3
15 { 自作	230	1.2	61.7
小作	237	1.2	65.1
10 { 自作	257	1.3	37.4
小作	252	1.2	37.9

注 1) 資料：各年次米生産費調査
(農林水産省・都府県平均)

2) 単位：kg/10a, kg/時間, %

まず経営経済的生産性についてみると、昭和40年代には、全階層的に土地純生産性は停滞傾向となり、労働純生産性は急激に上昇する。また土地純生産性、労働純生産性、純付加価値率における経営規模階層間の較差が漸次拡大する。昭和50年代に入ると、土地純生産性、労働純生産性、純付加価値率は全体的に低下傾向を示し、とくに零細規模層の低下傾向が著しい。その結果、昭和55年現在についてみると、全階層の土地純生産性および零細規模層の労働純生産性は、戦前期水準にまで低下しているのが特徴である。また各指標に関する階層間較差も拡大傾向にある。

次に貸付農家の要求小作料、借入農家の支払可能小作料の指標である限界土地純収益を基準として、土地利用経営の私経済的収益性についてみると⁹⁾、昭和40年代には限界土地純収益に関する階層間較差が拡大し、支払可能小作料の高い大規模層が有利に土地用役を調達するために、実勢小作料を吊り上げ、小作料水準が急激に上昇してくる。また昭和50年代に入ると、限界土地純収益は全階層的に低下傾向を示すが、とくに零細規模層の低下傾向が著しい。それゆえ限界土地純収益に関する階層間較差は、さらに拡大する。この時期の小作料上昇は漸次鈍化

表2 経営規模階層別にみた純生産性、
付加価値率の推移

年度・階層		土地 純生産性	労働 純生産性	純付加 価値率
昭和 55年	0.3ha 未満	132	1.5	30.8
	0.3~0.5	145	1.7	34.6
	0.5~1.0	194	2.6	44.8
	1.0~1.5	214	3.4	48.4
	1.5~2.0	252	4.6	54.2
	2.0~3.0	273	5.1	57.3
	3.0ha 以上	216	5.1	50.0
50	0.3ha 未満	304	2.6	60.5
	0.3~0.5	319	3.0	63.7
	0.5~1.0	338	3.6	67.0
	1.0~1.5	365	4.4	69.7
	1.5~2.0	385	5.5	70.7
	2.0~3.0	410	6.2	72.9
	3.0ha 未満	384	6.9	72.4
45	0.3ha 未満	287	1.9	61.7
	0.3~0.5	297	2.1	64.5
	0.5~1.0	320	2.5	67.9
	1.0~1.5	343	3.0	70.5
	1.5~2.0	375	3.4	72.4
	2.0~3.0	386	3.8	72.1
	3.0ha 以上	353	4.0	72.2
40	0.3ha 未満	336	2.0	76.3
	0.3~0.5	323	2.0	75.0
	0.5~1.0	328	2.2	76.4
	1.0~1.5	354	2.6	78.6
	1.5~2.0	370	2.7	79.2
	2.0~3.0	377	2.9	79.5
	3.0ha 以上	330	2.8	76.0
35	0.3ha 未満	352	1.8	78.2
	0.3~0.5	333	1.7	77.1
	0.5~1.0	331	1.8	77.1
	1.0~1.5	344	2.0	78.0
	1.5~2.0	360	2.2	78.4
	2.0~3.0	361	2.3	77.2
	3.0ha 以上	363	2.6	78.1

注1) 資料: 表1に同じ

2) 単位: kg/10a, kg/時間, %

表3 地代率, 土地分配率の推移

年度・項目		地代率 (小作料率)	土地分配率
昭和 55年	0.3ha 未満	17.8	57.7
	0.3~0.5	17.8	51.4
	0.5~1.0	19.1	42.7
	1.0~1.5	21.2	43.7
	1.5~2.0	21.5	39.7
	2.0~3.0	23.4	40.9
	3.0ha 以上	28.0	56.1
昭和50年		14.8	21.3
45		11.6	16.8
40		4.0	5.1
35		4.2	5.5
30		4.0	5.0
25		3.9	5.3
20	自作	4.5	5.2
	小作	10.2	12.1
15	自作	23.0	37.2
	小作	42.4	65.2
10	自作	39.4	53.7
	小作	43.5	58.7

注1) 資料: 表1に同じ

2) 単位: %

傾向を示している。昭和55年現在では、零細規模層の私経済的収益性が極端に悪化した結果、農地賃貸借の貸付側は離農者と零細規模層に、また借入農家は大規模層に固定化する傾向が顕著になっている。

表3は昭和10年以降の水稲部門経営における地代率(小作料率)と土地分配率との推移を示している。これら2指標を土地への機能的分配概念である地代あるいはその評価基準である小作料の分配割合を示す国民経済的生産性概念として、本稿では検討する¹⁰⁾。昭和40年代では、支払小作料にお

ける階層間較差を反映して、地代率(小作料率)における階層間較差の拡大が進行し、全階層的に土地分配率が上昇してくる。昭和50年代に入ると、地代率(小作料率)は全階層的に上

昇傾向を示し、土地分配率が急激に上昇する。それゆえ昭和55年現在では全階層の土地分配率ならびに大規模層の地代率（小作料率）は戦前期水準にまで上昇しており、高率小作料が成立してきているのが特徴である。

現代的農地賃貸借における高率小作料の成立は、農地改革前に成立していた高率・高額小作料とは、その性格を異にする。現在の水稻経営においては、省力的機械・施設の導入が進み、減価償却費等が増加した分だけ純付加価値率が低下し、また労働費の粗収益に占める割合が縮小したことも要因となり、土地分配率が上昇したわけである。農地改革前の高率・高額小作料は、労働純生産性が低水準にあり、経営要素のうち農業経営に貢献する労働力と土地の比重が極めて高い状況下において、成立していた。これに対して現代的農地賃貸借における高率小作料の成立は、労働純生産性が上昇し、経営要素のうち農業経営に貢献する資本と土地の相対的比重の増加、労働力の相対的比量の減少に基因している。

- 9) 本稿では、貸付農家の要求小作料や借入農家の支払可能小作料に関する実証分析を、枚数制限の制約により省略してある。この点に関する詳細な検討については、参考文献〔8〕を参照されたい。
- 10) 農林水産省の米生産費調査の場合、「地代」評価は類地小作料主義を基準に行われている。すなわち小作地の場合は実際の支払小作料により、また自作地の場合には土地条件の類似した小作地における支払小作料により評価して、それぞれ「地代」を計算している。この「地代」評価方法によれば、現代的農地賃貸借における実勢小作料水準をかなり正確に反映した地代率や土地分配率が計算できるわけである。また個別経営における地代率や土地分配率の総和は、国民経済的分配関係を表わしているわけである。

5 む す び

農地賃貸借に関する小作料政策である旧来の統制小作料制度ならびに現在の標準小作料制度には、小作料の減額請求に関する規定がみられる。そこでは

$$\frac{\text{支払小作料}}{\text{粗 収 益}} = \text{小作料率}$$

を指標として、田の小作料が生産額の25%、畑の小作料が生産額の15%を超える場合、借入農家は小作料の減額請求ができるとしている。この規定は、農地改革当時の農地調整法改正の際に制度化され、農産物価格の下落あるいは不作により借入農家の小作料支払能力が極端に低下した場合の救済措置として現在まで存続している。しかしこの規定は、適正小作料の最適限度を規定したものではなく、あくまで不測の事態に備えた救済規定である。

表3から明らかなように、小作料の減額請求規定が設立されて以降、統制小作料制度により実勢小作料水準は相対的に低下し、土地純生産性や労働純生産性が上昇したことから、昭和40年代前半まで地代率（小作料率）と土地分配率とは、低水準に固定して推移してきた。ところが統制小作料制度が廃止されると同時に、標準小作料制度が新設された昭和45年以降、実勢小作料水準が上昇したことから、地代率（小作料率）と土地分配率とは、急激に上昇してきた。

とくに大規模層における地代率（小作料率）と土地分配率との上昇が著しく、昭和55年現在、3 ha 以上規模層の地代率（小作料率）は28%であり、減額請求規定における基準である25%を超過する水準にある。それゆえ労働純生産性、土地純生産性が停滞・低下しており、土地分配率、地代率（小作料率）が上昇している今日、農産物価格の下落・不作時における借入農家の救済措置として、減額請求規定における救済基準について再検討する必要があると思われる。

まず救済基準には小作料率と土地分配率の2つが考えられる¹¹⁾。小作料率は $\frac{\text{支払小作料}}{\text{粗収益}}$ あるいは $\frac{\text{現物小作料}}{\text{生産量}}$ により計算され、計算方法は極めて簡単である。しかし小作料率は物的純生産性や純付加価値率と関連性のない指標であり、救済基準としてはあくまでも簡便法に過ぎない。やはり減額請求規定における救済基準は、物的純生産性や純付加価値率と関連性の深い指標である土地分配率を採用すべきである。土地分配率は土地分配関係を示す指標であり、物的純生産性や純付加価値率の低下がとくに土地分配率の上昇となって反映される。その意味で土地分配率は救済基準として適切な指標であると思われる。

救済基準を利用して減額請求規定を実際個別農家に適用する場合、その基準を計算するのに必要な資料が当該農家について収集できるかどうかは、重要な問題である。土地分配率を基準として減額請求規定を適用する場合、純付加価値を計算するために必要な資料が具備されなければならない。それゆえ純付加価値計算に耐えられる収支記録が存在する営農集団あるいは地域を対象に減額請求規定を適用する場合は、土地分配関係が正確に反映される土地分配率を基準とする方式が適切であると思われる。これに対してそのような収支記録が存在しない個別農家を対象に減額請求規定を適用する場合は、計算の容易な小作料率を基準とする方式が適切であると思われる。

次に現行の減額請求規定の基準である小作料率25%（田）の数値についても、再検討する必要があると思われる。前述したように昭和55年現在、全国平均の3 ha 以上規模層の地代率（小作料率）は25%を超えており、地帯別平均でみても北海道、東北の地代率（小作料率）はいずれも28%となっている。それゆえ現行の減額請求規定の基準に低触する地域や農家が増加していることは明らかであり、農業構造政策の今後の方向とも関連して、その基準値についても再検討すべきである。

11) 生産性会計における成果分配論では、生産性向上の成果を労働費として分配する方法に関する検討が行われてきた。その方法の中で、集団分配方式のうち企業の成果を基準とする方式でかつ生産高または生産性を基準とする方式には、次の4つが挙げられる。すなわち物的生産性、粗収益、付加価値、総合生産性を基準とする方式である。これらの方式を小作料の減額請求規定における救済基準に应用する場合、農業生産は生産性が必ずしも傾向的に上昇しないことから、物的生産性と総合生産性とを基準とする方式は应用できないことになる。それゆえ粗収益と付加価値とを基準とする方式が、減額請求規定における救済基準に应用可能である。すなわち粗収益を基準とする方式を救済基準に应用したものが地代率（小作料率）であり、付加価値を基準とする方式を救済基準に应用

宮崎 猛：現代的農地賃貸借における高率小作料の成立と小作料政策の問題点
したものが土地分配率である。

参 考 文 献

- 〔1〕 山上達人『生産性分析の理論』，昭和48年6月10日，白桃書房。
- 〔2〕 山上達人『付加価値分析』，昭和53年5月15日，税務経理協会。
- 〔3〕 小川 洸「付加価値指標の現代的意味」，『企業会計』33巻3号，1981年3月。
- 〔4〕 福留民夫「企業経営への付加価値指標の活用」，『企業会計』33巻3号，1981年3月。
- 〔5〕 Horst Geuting 'Maßstäbe der Produktivität und Rentabilität' Roemer Scheibe, Schmidt Woermann "Handbuch der Landwirtschaft V" 1954年。
- 〔6〕 大槻正男『農業経営学の基礎概念』，昭和29年3月25日，養賢堂。
- 〔7〕 宮崎 猛「農業経営における土地面積規模と固定費の概念」，『農業計算学研究』第14号，1981年10月。
- 〔8〕 宮崎 猛「現代的農地賃貸借の成立と小作料の形成要因」，昭和56年度科学研究費補助金研究報告書『琵琶湖周辺地域における土地と水の利用に関する経済的研究』，昭和57年3月。
- 〔9〕 農政調査委員会『体系農業百科事典』第V巻，「用語解」。
- 〔10〕 加用信文『農業経済の理論的考察』，1965年，御茶の水書房。
- 〔11〕 小山智士・関 英二『農林統計の見方・使い方』，昭和45年11月20日，家の光協会。